

◎技術者制度早見表

別表1

1	建設業の種類	元請工事における 下請金額合計	その他	4,000万円未満	4,000万円以上	一般建設業許可業者は 4,000万円(建築一式工 事6,000万円)以上の元 請工事に対する下請を 発注できない。
			建築一式	6,000万円未満	6,000万円以上	
		建設業許可	種類	一般建設業許可	特定建設業許可	
2	工事現場に 置くべき技術者	元請工事における 下請金額合計	その他	4,000万円未満	4,000万円以上	特定建設業者は監理技 術者許可所持者が必要
			建築一式	6,000万円未満	6,000万円以上	
		技術者	種類	主任技術者	監理技術者	
3	技術者の 現場専任(*1)	請負金額	その他	3,500万円未満	3,500万円以上	現場専任の必要があれ ば他工事との技術者の 兼務はできない。
			建築一式	7,000万円未満	7,000万円以上	
		専任の必要性	有無	現場専任必要なし (主任技術者)	現場専任必要 (専任技術者)	
4	技術者の資格要件	監理技術者	1級国家資格者・国土交通大臣特別認定者			法第26条第2項(資格者 証の現場携帯必要)
		主任技術者	1・2級国家資格者・指定学科卒業+実務経験 ・実務経験10年以上			法第26条第1項
5	技術者の 他工事の兼務	監理技術者	他工事との兼務できない。			
		専任技術者	他工事との兼務できない。			
		主任技術者	他工事との兼務できる。			
		営業所の専任技術者	市内に営業所がある業者は市内の他工事の主任技術者との兼務できる。			

◎現場代理人制度早見表

別表2

1	現場代理人の専任 (*1)の有無	工事種類	市工事のみの場合	県工事と兼務の場合	下記*4に定める 工事についても 専任の対象外と する。
		専任の必要性	市工事(当初設計金額1,350 万円未満)を合計3つまで兼 務可能(*5)	県工事(当初請負金額3,500 万円未満)及び市工事(当初 設計金額1,350万円未満)で 合計3つまで兼務可能(*5)	
2	現場代理人の常駐 (*2)の期間	*3・4の場合を除き契約日から竣工承認日までとする。			
3	現場代理人の 資格要件	特になし。ただし、 営業所の専任技術者及び 経営業務の管理責任者以外の者で、直接的・恒 常的雇用関係があること。			
4	現場代理人の兼務 (*4)	監理技術者	本工事の監理技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		専任技術者	本工事の専任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		主任技術者	現場代理人の兼務が認められた工事の主任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		営業所の専任技術者	市工事(当初設計金額1,350万円未満)を合計2つまで兼務可能(*5)		

- *1 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることをいう。
- *2 「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中特別な理由がある場合を除き工事現場に常駐し、職務に従事していることをいう。
- *3 次の各号のいずれかに該当し、特記仕様書で明記がある場合に限り、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和する。
 - 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - 二 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
 ただし、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者を現場代理人として配置することはできない。
- *4 現場代理人において、工事現場が一体的で同一場所の場合、又は、災害復旧工事を特定の地域で多数発注する場合において兼務することを認める。
- *5 合併以前の旧町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事に限る。